

令和6年度 第2回あきる野市障害者虐待防止ネットワーク会議

1 期日

令和7年2月7日（金）

2 委員

障害者虐待防止ネットワーク会議委員13人

（福祉関係者6人、保健・医療関係者1人、教育関係者1人、法律関係者1人、関係機関の職員3人、市職員1人）

3 報告及び議事

- （1）令和6年度障害者虐待防止事業報告について
- （2）障害者虐待防止に関する調査の結果報告について
- （3）令和6年度障害者虐待相談及び通報状況について

4 協議

令和7年度の取組について

5 その他

情報提供、情報共有

6 閉会

委員意見等

3－（1） 令和6年度障害者虐待防止事業報告について

委 員：講座や研修の参加者のアンケート結果も報告してもらいたい。

委 員：計画相談支援事業所の立場としては、研修が義務化されているので、虐待防止研修を企画してくれるのはありがたい。事業所内で伝達研修を実施していく。

委 員：講座に参加したが、動画の資料がわかりやすかった。

委 員：特殊詐欺情報など、一般市民に向けて発信しているデジポリスを活用して欲しい。警視庁防犯アプリで情報発信しており、スマートホンで防犯ブザー設定もできる。

委 員：身体拘束の見解などの研修を動画配信してもらいたい。

事務局：令和7年2月に「身体拘束等の適正化に係る取組」オンライン講座を予定して広く配信できるか講師に相談してみる。

委 員：東京都の研修は動画配信しているので、各事業所が活用するといいいのではないかな。

3－（２） 障害者虐待防止に関する調査の結果報告について

委 員：第三者評価の受審とは何か知りたい。

事務局：事業所が任意で活用するもので、費用は事業所の負担となる。利用者の聞き取りなどもあり、業務内容の見直しや虐待防止につながることを期待される。

3－（３） 令和６年度障害者虐待相談及び通報状況について

内容が個人情報であるため掲載しない

4 令和７年度の取組について

事務局：障がい者福祉計画に則った形でシンプルにわかりやすく提示した。

委 員：事業者虐待のアプローチはどのようにしているのか。

委 員：就労・生活支援センターとして活動している中で、障害者差別解消法の合理的配慮をしていただけるよう、事業者に話をすることもある。

委 員：働いている環境で、例えば皿洗いをして手荒れがひどいことなどがあつた際に、相談できる場があることを伝えていく必要があるのではないかと。

委 員：雇用側も相談できる場があると良い。合理的配慮の動画などがあるが、同様に虐待防止動画があると良いかもしれない。

5 その他 情報提供、情報共有

委 員：障害児やDV案件で１０数件のケースをこども家庭センターと連携している。

委 員：学校ではコンプライアンス研修を職員の服務事項としている。意思決定支援を念頭においている。マジックベルトの活用なども保護者に相談しながら対応している。言葉でうまく伝えることができない障がい児などに対しても、アザや傷がないか体調不良、長期欠席などに注意し、相談対応している。養護者虐待はこども家庭センターが通報先であるため、こども家庭センターや児童相談所と連携している。学校ではいじめの対策にも重点をおき、対応をしている。

委 員：通報でけんか事案が発生することもあり、生命第一で保護するが、各機関にも協力をお願いすることもあると思う。

委 員：警察では障害者虐待をストーカー、DVと同じレベルで認知している。被害を受けないよう、重度化しないよう、重要案件として組織化して対応している。障害者虐待は人身安全関連事案のカテゴリーに入っている。トラブル事案が後に事件化することもあるため、職員勤務表などの事実を残しておいてもらいたい。

※次回の令和７年度第１回障害者虐待防止ネットワーク会議は、令和７年７月頃の予定

以上